

横須賀市報

号外第8号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇令和2年度横須賀市一般会計予算ほか9件について… 1
- ◇アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例に基づく証紙及び検印について中一部改正… 14
- ◇建築物駐車施設条例による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定について中一部改正… 15
- ◇一般廃棄物処理の実施計画について… ”
- ◇ボートパークの利用料金の額の承認について… 17
- ◇港湾施設の概要について中一部改正… ”

公 告

- ◇風しんの予防接種について… 18
- ◇肺炎球菌感染症の予防接種について… ”
- ◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか11件の予防接種について… ”

訓 令 甲

- ◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正… 19
- ◇庁議規程廃止… ”
- ◇ICT活用本部設置規程廃止… ”
- ◇国勢調査実施本部設置規程… ”
- ◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程等中一部改正… 20
- ◇専決規程中一部改正… ”
- ◇福祉事務所専決規程中一部改正… 21
- ◇電子署名取扱規程… ”
- ◇横須賀市職員人事評価規程中一部改正… 22
- ◇職員の苦情等の処理に関する委員会設置規程中一部改

- 正… 23
- ◇職員出勤簿管理規程中一部改正… ”
- ◇職員研修規程中一部改正… ”
- ◇契約事務取扱規程中一部改正… ”
- ◇高齢者虐待防止センター設置規程中一部改正… 24
- ◇よこすか成年後見センター設置規程中一部改正… ”

訓 令 乙

- ◇行政組織条例の一部改正及び事務分掌規則の一部改正に伴い人事異動通知書を発せられない職員の勤務について… ”
- ◇政策推進部情報政策課及び行政センターに勤務を命ぜられた職員の選挙管理委員会の出向について中一部改正… ”
- ◇福祉部福祉総務課ほか7課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について中一部改正… ”

告 示

横須賀市告示第69号

令和2年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月18日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和2年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計予算

令和2年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市	税	千円 58,965,388

	1 市 民 資 産 税	26,689,244
	2 市 定 自 動 車 税	22,924,904
	3 軽 自 動 車 税	558,879
	4 市 特 別 土 地 保 有 税	2,575,258
	5 特 別 土 地 保 有 税	914
	6 入 湯 税	2
	7 事 業 所 画 税	1,564,415
	8 都 市 計 画 税	4,651,772
2 地 方 譲 与 税		737,668
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	172,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	503,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	32,668
	4 特 別 環 境 譲 与 税	30,000
3 利 子 割 交 付 金		35,000
	1 利 子 割 交 付 金	35,000
4 配 当 割 交 付 金		309,000
	1 配 当 割 交 付 金	309,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		303,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	303,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		469,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	469,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,592,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,592,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		18,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		166,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	166,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		2,297,606
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2,297,606
11 地 方 特 例 交 付 金		393,672
	1 地 方 特 例 交 付 金	393,672
12 地 方 交 付 税		13,736,000
	1 地 方 交 付 税	13,736,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		47,100
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,100
14 分 担 金 及 び 負 担 金		336,561
	1 負 担 金	336,561
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,902,259
	1 使 用 料	3,091,588
	2 手 数 料	810,671
16 国 庫 支 出 金		25,827,061
	1 国 庫 負 担 金	19,259,428
	2 国 庫 補 助 金	6,451,382
	3 委 託 金	116,251
17 県 支 出 金		9,277,685
	1 県 負 担 金	6,219,074
	2 県 補 助 金	2,176,765
	3 委 託 金	881,846
18 財 産 収 入		439,360
	1 財 産 運 用 収 入	141,343
	2 財 産 売 払 収 入	298,017
19 寄 附 金		104,435
	1 寄 附 金	104,435
20 繰 入 金		6,114,687
	1 基 金 繰 入 金	6,114,687
21 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000

22 諸 收 入	1 延滞金、加算金、過料 2 市預金、利息 3 貸付金元利収 4 受託事業収 5 雑入	6,886,218 142,800 13 1,792,806 886,809 4,063,790
23 市 債	1 市 債	18,542,300 18,542,300
歳 入 合 計		157,800,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	817,500 817,500
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 費 5 統 計 費 6 監 査 員 費 7 住 居 委 員 示 費	15,786,695 12,714,711 1,695,579 901,531 87,971 251,269 130,745 4,889
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費 4 災 害 救 助 費	61,785,066 29,281,628 22,777,099 9,725,033 1,306
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	7,247,891 7,247,891
5 環 境 費	1 環 境 費	7,045,041 7,045,041
6 労 働 費	1 労 働 費	316,497 316,497
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 水 産 業 費	1,084,381 148,458 935,923
8 商 工 費	1 商 工 費	2,968,714 2,968,714
9 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費 3 河 川 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	20,271,931 1,381,935 3,700,446 241,505 2,167,358 10,521,281 2,259,406
10 消 防 費	1 消 防 費	6,708,732 6,708,732
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 全 日 制 高 等 学 校 費 5 定 時 制 高 等 学 校 費 6 幼 稚 園 費 7 特 別 支 援 学 校 費 8 社 会 援 教 育 費 9 保 健 体 育 費	16,205,351 3,624,721 4,439,563 3,810,288 1,088,548 14,455 37,231 203,971 1,685,693 1,300,881

12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	150,000 15,000 135,000
13 公 債 費	1 公 債 費	17,190,355 17,190,355
14 諸 支 出 金	1 放 射 能 測 定 調 査 費	21,846 21,846
15 予 備 費	1 予 備 費	200,000 200,000
歳 出 合 計		157,800,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
総 務 費	総 務 管 理 費	令 和 2 年 度 人 事 管 理 費 〔人事給与システム等改〕	337,197	令 和 2 年 度	76,719
				令 和 3 年 度	260,478
民 生 費	社 会 福 祉 費	令 和 2 年 度 障 害 者 福 祉 費 〔福 祉 援 護 セ ン タ ー 改 修〕	58,828	令 和 2 年 度	32,077
	児 童 福 祉 費	令 和 2 年 度 児 童 福 祉 施 設 等 整 備 費 〔(仮称)中央こども園整備事業〕		令 和 2 年 度	162,997
衛 生 費	保 健 衛 生 費	令 和 2 年 度 健 康 増 進 セ ン タ ー 費 〔健 康 増 進 セ ン タ ー 改 修〕	196,872	令 和 2 年 度	87,339
				令 和 3 年 度	109,533
土 木 費	都 市 計 画 費	令 和 2 年 度 公 園 新 設 改 良 費 〔久里浜1丁目公園グラウンドほか整備事業〕	5,318,339	令 和 2 年 度	2,706,818
	住 宅 費	令 和 2 年 度 住 宅 管 理 費 〔八幡ハイム(C・D棟)外壁等改修〕		令 和 3 年 度	2,299,576
教 育 費	保 健 体 育 費	令 和 2 年 度 体 育 会 館 費 (西体育会館改修)	581,339	令 和 2 年 度	158,660
				令 和 3 年 度	295,372
				令 和 4 年 度	127,307

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	一 般 管 理 費 (市民公益活動促進事業)	2,000
	徴 税 費	賦 課 徴 収 費 (固定資産税納税通知書印字封入業務)	7,061
衛 生 費	保 健 衛 生 費	健 康 づ く り 費 (がん対策推進事業)	558
農 林 水 産 業 費	水 産 業 費	漁 港 管 理 費 (漁港維持改修事業)	4,800

土 木 費	道路橋りょう費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (道 路 橋 り ょ う 維 持 修 繕 事 業)	203,060
	港 湾 費	港 湾 管 理 費 (港 湾 維 持 改 修 事 業)	8,000
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (小 学 校 営 繕 工 事 費)	40,000
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (中 学 校 営 繕 工 事 費)	40,000
		学 校 建 設 費 (昇 降 機 等 整 備 事 業)	34,000

第4表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童手当等システム更改支援業務委託料	令和3年度	8,400千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
(仮称) 猿島ビジターセンター観光案内業務委託料	令和3年度から 令和11年度まで	14,993千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
中学校完全給食推進事業費配膳車購入費	令和2年度から 令和3年度まで	77,325千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

第5表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業費	97,800	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借られる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
ルートミュージアム整備事業費	41,300	同 上	同 上	同 上
芸術劇場整備事業費	102,800	同 上	同 上	同 上
文化会館等整備事業費	22,800	同 上	同 上	同 上
行政センター整備事業費	125,400	同 上	同 上	同 上
コミュニティセンター整備事業費	143,100	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	32,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業費	1,800	同 上	同 上	同 上
老人福祉センター整備事業費	16,500	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	235,200	同 上	同 上	同 上
青少年施設整備事業費	49,100	同 上	同 上	同 上
健康安全科学センター整備事業費	3,700	同 上	同 上	同 上
火葬場整備事業費	81,000	同 上	同 上	同 上
健康増進センター整備事業費	118,400	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設整備事業費	177,500	同 上	同 上	同 上
埋立地浄化センター整備事業費	19,800	同 上	同 上	同 上

環境保全対策施設整備事業費	28,800	同 上	同 上	同 上
勤労福祉会館整備事業費	93,500	同 上	同 上	同 上
漁港施設整備事業費	270,900	同 上	同 上	同 上
産業交流プラザ整備事業費	5,300	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	1,531,100	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策事業費	274,900	同 上	同 上	同 上
自転車等駐車場整備事業費	8,300	同 上	同 上	同 上
河川整備事業費	51,300	同 上	同 上	同 上
港湾施設整備事業費	1,055,800	同 上	同 上	同 上
街路事業費	98,300	同 上	同 上	同 上
緑化推進事業費	36,300	同 上	同 上	同 上
公園整備事業費	3,399,600	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業費	631,600	同 上	同 上	同 上
消防防災施設整備事業費	498,600	同 上	同 上	同 上
教育研究所整備事業費	123,300	同 上	同 上	同 上
学校教育施設整備事業費	1,537,200	同 上	同 上	同 上
給食センター整備事業費	323,900	同 上	同 上	同 上
文化財施設等整備事業費	89,200	同 上	同 上	同 上
博物館整備事業費	2,400	同 上	同 上	同 上
美術館整備事業費	35,500	同 上	同 上	同 上
体育会館整備事業費	534,400	同 上	同 上	同 上
漁港施設災害復旧事業費	11,900	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう災害復旧事業費	53,900	同 上	同 上	同 上
河川災害復旧事業費	3,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設災害復旧事業費	10,000	同 上	同 上	同 上
公園災害復旧事業費	5,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	6,560,100	同 上	同 上	同 上
計	18,542,300	同 上	同 上	同 上

令和2年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和2年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,983,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業収入	1 国民健康保険料収入	8,166,588 8,166,588
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	30 30
3 国庫支出金	1 国庫補助金	35,347 35,347
4 県支出金	1 県補助金	30,956,528 30,956,528
5 繰入金	1 一般会計繰入金	3,207,000 3,207,000

6 繰越金	1 繰越金	1,546,018
7 諸収入	1 延滞金及び過料 2 市預金 3 雑収入	71,468 22,138 1 49,329
8 財産収入	1 財産運用収入	21 21
歳入合計		43,983,000

歳 出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費	1 国民健康保険総務費 2 保険給付費 3 保健事業費 4 諸支出金 5 国民健康保険事業費納付金 6 基金積立金	千円 42,705,074 768,130 30,365,617 373,625 30,543 11,167,138 21
2 予備費	1 予備費	1,277,926 1,277,926
歳出合計		43,983,000

令和2年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算

令和2年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ445,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料 2 手数料	千円 372,262 182,396 189,866
2 財産収入	1 財産運用収入	168 168
3 繰入金	1 公園墓地基金繰入金	64,139 64,139
4 繰越金	1 繰越金	7,125 7,125
5 諸収入	1 延滞金及び過料 2 市預金 3 雑収入	1,306 1 1 1,304
歳入合計		445,000

歳 出

款	項	金額
1 公園墓地事業費	1 公園墓地事業費 2 公債費	千円 444,000 443,970 30
2 予備費	1 予備費	1,000 1,000

歳 出 合 計	445,000
---------	---------

令和2年度横須賀市特別会計介護保険費予算

令和2年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,755,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業収入	1 介護保険料収入	7,970,488
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	1
3 国庫支出金	1 国庫負担金	8,462,241
	2 国庫補助金	6,679,641
		1,782,600
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	10,295,665
5 県支出金	1 県負担金	5,680,619
	2 県補助金	5,467,742
		212,877
6 財産収入	1 財産運用収入	794
		794
7 繰入金	1 一般会計繰入金	7,054,055
	2 介護保険給付費準備基金繰入金	5,970,000
		1,084,055
8 繰越金	1 繰越金	280,825
		280,825
9 諸収入	1 延滞金及び過料	10,312
	2 市預金利子	312
	3 雑収入	10
		9,990
歳 入 合 計		39,755,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業費	1 総務管理費	38,382,364
	2 保険給付費	957,251
		37,425,113
2 地域支援事業費	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,371,342
	2 包括支援等事業費	755,707
		615,635
3 基金積立金	1 基金積立金	794
		794
4 予備費	1 予備費	500
		500
歳 出 合 計		39,755,000

令和2年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和2年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ163,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,000 10,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	59,664 59,664
3 諸 収 入	1 市 預 金 利 子 入 入 2 貸 付 金 元 利 収 入 入 3 雑	93,336 1 92,445 890
歳 入	合 計	163,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	60,712 60,712
2 予 備 費	1 予 備 費	102,288 102,288
歳 出	合 計	163,000

令和2年度横須賀市特別会計公債管理費予算

令和2年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,921,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,189,954 17,189,954
2 市 債	1 市 債	2,731,046 2,731,046
歳 入	合 計	19,921,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 債 費	1 公 債 費	19,921,000 19,921,000
歳 出	合 計	19,921,000

令和2年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算

令和2年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,760,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料収入		千円
	1 後期高齢者医療保険料収入	5,722,952
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,013,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,013,000
4 繰 越 金		13,077
	1 繰 越 金	13,077
5 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 金	10,970
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	751
	3 市 預 金 利 子 入	10,200
	4 雑	1
		18
歳 入 合 計		6,760,000

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		千円
	1 総 務 管 理 費	154,635
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,605,265
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,605,265
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		6,760,000

令和2年度横須賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 栓 数 196,500栓
- (2) 年 間 総 給 水 量 58,492,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 給 水 量 160,300立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水施設整備事業 事業費 5,280,000千円
 - 小雀系基幹施設整備事業 事業費 372,022千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		11,014,626千円
第1項 営業収益		10,004,326千円
第2項 営業外収益		999,544千円
第3項 特別利益		10,756千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,615,262千円
第1項 営業費用		9,321,745千円
第2項 営業外費用		162,077千円
第3項 特別損失		116,440千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,198,677千円は、過年度分損益勘定留保資金1,215,119千円、当年度分損益勘定留保資金2,764,563千円、建設改良積立金1,752,367千円、繰越利益剰余金処分額34,200千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額432,428千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,228,061千円
第1項 企業債		1,100,000千円
第2項 負担金		128,061千円

支	出
第1款 資本的支出	7,426,738千円
第1項 建設改良費	6,302,718千円
第2項 企業債償還金	1,124,020千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	令和2年度 排水施設整備事業費 (武山高区配水池更新)	297,000	2	0
				3	297,000
		令和2年度 その他建設改良事業費 〔有馬浄水場中央監視 制御システム更新〕	542,234	2	0
				3	542,234

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
第4期有馬浄水場運転管理業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	524,954
第4期逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	511,328

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業費に充当	1,100,000	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税)
- (2) 営業費用と特別損失(半原水系統整理費)
- (3) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,603,829千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,483千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越利益剰余金のうち34,200千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 繰越利益剰余金
 - ア 建設改良積立金 34,200千円

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和2年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 面 積	5,8569ヘクタール
(2) 年 間 総 処 理 水 量	69,133,000立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	189,400立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費	5,974,206千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		15,799,513千円
第1項 営業収益		9,567,687千円
第2項 営業外収益		5,720,189千円
第3項 特別利益		511,637千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		15,422,430千円
第1項 営業費用		13,749,669千円
第2項 営業外費用		966,867千円
第3項 特別損失		690,894千円
第4項 予備費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,323,641千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,662,160千円、当年度分損益勘定留保資金 2,431,745千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 229,736千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		9,676,929千円
第1項 企業債		5,860,600千円
第2項 負担金及び分担金		832,856千円
第3項 補助金		2,983,473千円
	支	出
第1款 資本的支出		14,000,570千円
第1項 建設改良費		6,197,966千円
第2項 企業債償還金		7,802,604千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	3,295,700	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
借換企業債	1,514,900			
資本費平準化債	1,050,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税）
- (2) 営業費用と特別損失（放射能事故による損失）
- (3) 建設改良費と企業債償還金（企業債償還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,167,014千円
- (2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、567,440千円である。

令和2年度横須賀市病院事業会計予算
(総則)

第1条 令和2年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	482床
一 般 病 床	476床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	89,425人
外 来	174,335人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	245人
外 来	595人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
建 物 改 修	146,500千円
有 形 固 定 資 産 購 入	154,240千円

2 うわまち病院事業

(1) 病 床 数	417床
一 般 病 床	367床
療 養 病 床	50床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	117,530人
外 来	139,175人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	322人
外 来	475人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
有 形 固 定 資 産 購 入	158,908千円
新 市 立 病 院 建 設 事 業	56,847千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 市民病院事業収益		718,000千円
第1項 医 業 収 益		423,762千円
第2項 医 業 外 収 益		293,238千円
第3項 特 別 利 益		1,000千円
第2款 うわまち病院事業収益		631,000千円
第1項 医 業 収 益		279,235千円
第2項 医 業 外 収 益		350,765千円
第3項 特 別 利 益		1,000千円
合 計		1,349,000千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	773,000千円
第1項 医 業 費 用	751,879千円
第2項 医 業 外 費 用	19,121千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
第2款 うわまち病院事業費用	631,000千円
第1項 医 業 費 用	611,012千円
第2項 医 業 外 費 用	17,988千円
第3項 特 別 損 失	1,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
合 計	1,404,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額836,400千円は、過年度分損益勘定留保資金772,109千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,291千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 市民病院資本的収入		138,600千円
第1項 企 業 債		138,600千円
第2款 うわまち病院資本的収入		105,000千円
第1項 出 資 金		105,000千円
合 計		243,600千円

支 出

第1款 市民病院資本的支出	586,000千円
第1項 建 設 改 良 費	300,740千円

第2項 企業債償還金	285,260千円
第2款 うわまち病院資本的支出	494,000千円
第1項 建設改良費	292,934千円
第2項 企業債償還金	201,066千円
合 計	1,080,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院 有形固定資産購入費に充当	138,600	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業 600,000千円
- 2 うわまち病院事業 600,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 市民病院事業
 - (1) 職員給与費 35,165千円
 - (2) 交際費 50千円
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 職員給与費 112,344千円
 - (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 1 市民病院事業 7,000千円
- 2 うわまち病院事業 7,000千円

横須賀市告示第70号

昭和33年横須賀市告示第30号(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例に基く証紙及び検印について)の一部を次のように改正します。

なお、改正後の同告示は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の納付に係る証紙及び検印について適用し、令和元年度分までの軽自動車税の納付に係る証紙及び検印については、なお従前の例によります。

令和2年4月1日


横須賀市長 上地 克明

本則中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」に、「通り」を「とおり」に改める。

標識を次のように改める。

標 識

(表)

車種 (Type of Vehicle)	_____
車両番号 (Registration of Number) No.	_____
軽自動車税(種別割)証紙 Motor Cycle & Scooter Tax (Category Base) Stamp	
	
税額 (Tax Amount)	_____
課税期間	自 年 月 日 至 年 月 日
Tax for 12 Months from 1 April (年号) to 31 March (年号)	
交付年月日 (Date of Delivery)	年 月 日 横須賀市 印 Yokosuka Municipality

(縦7センチメートル 横10.5センチメートル)

備考 市章及びこれに係る年号は茶褐色とする。

(裏)

Notice

1. The owner of the motor cycle & scooter on April ____ (年号) must buy this Tax stamp.
2. This Tax Stamp is effective until 30 April ____ (年号).
3. This Tax Stamp is invalid if not cancelled by a taxcollector with his stamp.
4. This stamp is requested to be presented to the official of Yokosuka Municipality in case of transferring or reinspection or cancelling the registration of your vehicle.
5. In case you own your motor cycle & scooter after April 1 of the following year, please buy a Tax Stamp for the corresponding year at Yokosuka City Hall.
6. While using your motor cycle & scooter you are requested to carry this Tax Stamp with you and show it to a taxcollector on demand.

検印



直径 1.5センチメートル

横須賀市告示第71号

平成17年横須賀市告示第103号(要保護児童対策地域協議会の設置について)及び昭和46年横須賀市告示第24号(建築物駐車施設条例による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定について)の一部を次のように改正します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(平成17年横須賀市告示第103号の一部改正)

1 平成17年横須賀市告示第103号の一部を次のように改正する。

第2項中「横須賀市子ども育成部子ども青少年支援課」を「横須賀市子ども家庭支援センター子ども家庭支援課」に改める。

(昭和46年横須賀市告示第24号の一部改正)

2 昭和46年横須賀市告示第24号の一部を次のように改正する。

本則中「横須賀市土木部交通計画課」を「横須賀市都市部建築指導課」に改める。

横須賀市告示第72号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号)第6条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

1 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 処理区域

市内全域

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出量

計画総排出量 125,675 トン

(内訳)

単位：トン

種 類	排出量	処理区分
燃せるごみ	86,001	ア 焼却 イ 資源化 ウ 積替保管
不燃ごみ	2,839	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ	14,171	資源化
缶・びん・ペットボトル	6,211	
容器包装プラスチック	7,835	
乾電池	96	
小型家電	20	
段ボール、紙パック、 その他の紙	7	
集団資源回収品目	2	
粗大ごみ	3,140	ア 焼却 イ 資源化 ウ その他
集団資源回収	19,524	資源化
合 計	125,675	

他市受入れ	燃せるごみ	9,100	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	376	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
	粗大ごみ	134	ア 焼却 イ 資源化 ウ その他

小動物の死体	収集	2,330体	火葬
	直接搬入	6,950体	

(2) ごみの発生・排出抑制のための方策

ア 発生抑制(リデュース)

- ・ごみ発生抑制の推進啓発
- ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助

イ 再使用(リユース)

- ・粗大ごみ再生家具の提供
- ・再生利用(リサイクル)

ウ 再生利用(リサイクル)

- ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
- ・サンデーリサイクルの実施
- ・水銀使用廃製品の回収
- ・民間の処理施設での資源化

エ その他周知・啓発

- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
- ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
- ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
- ・ごみダイエット推進員活動の推進
- ・リサイクル学習事業の実施支援
- ・アイクルフェアの実施
- ・リサイクル体験教室の開催

(3) 収集運搬等計画

単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	77,531		市直営及び委託業者
燃せるごみ	60,932	ごみ集積所における週2回収集	
不燃ごみ	2,560	ごみ集積所における月2回収集	

缶・びん・ペットボトル	6,205	ごみ集積所における週1回収集	
容器包装プラスチック	7,834		
許可収集	20,611	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池・小型家電収集	116	拠点収集	市直営
粗大ごみ収集	969	申込による戸別収集	委託業者
散乱ごみ等収集	7	巡回による回収	
臨時収集	841	申込による収集	市直営
直接搬入	6,076	排出者による搬入	排出者
合計	106,151		
小動物の死体	9,280体	申込による収集及び搬入	委託業者及び搬入者

(4) 中間処理計画・最終処分計画

ア 焼却 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬出量	
燃せるごみ（処理残さを含む。）	96,596	焼却灰溶融等	9,944

イ 粗大・不燃 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ	3,274	焼却	3,188
		資源化	1,432
不燃ごみ	3,222	破碎不適物処理	20
		埋立て	1,856
合計	6,496	合計	6,496

ウ 積替保管 単位：トン

積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,300	資源化	2,070
		水分	230
合計	2,300	合計	2,300

エ 資源化 単位：トン

リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
		スチール缶	601
		アルミ缶	740

(6) 処理施設の概要

名称	横須賀ごみ処理施設焼却施設	横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設	積替保管施設	リサイクルプラザ
所在地	横須賀市長坂5丁目3878番地	横須賀市長坂5丁目3878番地	横須賀市長坂5丁目3656番地	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
処理方式等	焼却（全連続燃焼式ストーカ炉）	破碎・選別	積替保管	選別・圧縮・圧縮こん包・保管
処理能力	360トン/日（24時間） （120トン×3基）	30トン/日（5時間）		220トン/日（5時間）

缶・びん・ペットボトル	6,211	無色のびん	854
		茶色のびん	619
		その他の色のびん	432
		ペットボトル	1,522
容器包装プラスチック	7,835	容器包装プラスチック	7,835
段ボール、紙パック、その他の紙（集団資源回収分4,332トンを含む。）	4,339	段ボール	3,132
		紙パック	70
		その他の紙	1,109
/		ガラス残さ（資源化）	987
		異物（可燃）	200
		異物（不燃）	7
		水分	277
合計	18,385	合計	18,385

オ 小動物火葬

火葬量 9,280体

カ その他

乾電池 96トン

小型家電 20トン

(5) 資源化量 単位：トン

種類	資源化量	資源化の方法
缶・びん・ペットボトル	5,755	選別、圧縮又は圧縮こん包
容器包装プラスチック	7,835	
段ボール、紙パック、その他の紙（集団資源回収分を含む。）	4,311	選別又は破碎・選別
金属粗大	159	
鉄類、アルミ	1,268	
家具	4	事業者による資源化
焼却灰	7,359	
乾電池	96	
小型家電	21	
蛍光管類	28	
新聞、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属（集団資源回収による。）	14,759	
枝・草	2,070	
合計	43,665	

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量(代行)

単位：キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し尿	一般家庭	380世帯	660
	仮設便所等	4,210回	1,270
	計		1,930
浄化槽	単独処理・小型合併処理浄化槽	個人住宅	3,900回 6,000
		共同住宅	900回 3,700
	小計	4,800回	9,700
	大型合併処理浄化槽	80回	1,300
	計	4,880回	11,000
収 集 量 の 合 計			12,930

(2) 持込量(許可収集) 単位：キロリットル

区 分	持 込 量
し尿	450

(3) 処分量(下水道投入) 単位：キロリットル

区 分	下 水 道 投 入 量
し尿・浄化槽汚泥	13,380

5 その他

やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

横須賀市告示第73号

ボートパーク条例(平成18年横須賀市条例第69号)第4条第4項の規定により、ボートパークの利用料金について次のとおり承認しました。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
ボートパーク条例第2条に掲げる施設

2 利用料金の額

(1) 係留施設及び駐車場

施設名	区 分		金額	
係留施設 浮棧橋	区画1(主に艇長が7.5メートル以下のもの用)	1月につき	市内 24,620円 市外 29,550	
		区画2(主に艇長が7.5メートルを超え8メートル以下のもの用)	市内	26,190
			市外	31,430
		区画3(主に艇長が8メートルを超え10.5メートル以下のもの用)	市内	34,470
			市外	41,380
		区画4(主に艇長が10.5メートルを超え12メートル以下のもの用)	市内	39,390
	市外		47,250	
	一時係留	1回につき	2,100	
	係船浮標	艇長が5メートル以下のもの	1月につき	11,520
		艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの		13,720

	艇長が6メートルを超え7メートル以下のもの	16,030
	艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの	18,330
	艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの	20,640
	艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの	22,950
	艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの	25,250
	艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの	27,550
	艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの	29,850
	艇長が13メートルを超えるもの	32,160
駐 車 場	1日1回1時間まで	320
	1日1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに160円を加算する。ただし、640円を超えるときは、640円を限度とする。	

備考

- 1 浮棧橋における艇長とは、実測による船舶の長さをいう。
- 2 係船浮標における艇長とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書に記載されている船舶の長さをいう。
- 3 市内とは申請者の住所が市内にある場合を、市外とは申請者の住所が市外にある場合をいう。
- 4 一時係留できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 1日とは、午前零時から午後12時までをいう。

(2) 行為に係る利用料金

行為の種類	単 位	金 額
業として行う写真撮影 その他これに類するもの	1日につき	円 20,950
業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	41,900
競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10
物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	400

備考 利用料金の額を算定する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数がある場合はこれを切り上げ、その面積が1平方メートルに満たないものは1平方メートルとして計算する。

横須賀市告示第74号

平成6年横須賀市告示第44号(港湾施設の概要について)の一部を次のように改正します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「横須賀市港湾部港湾総務課」を「横須賀市みなと振興部港湾管理課」に改める。

第2項の表走水物揚場防波堤の項の次に次のように加える。

走水本港港口防波堤	走水2丁目地先	104
-----------	---------	-----

第5項の表三春大津地区護岸の項中「557」を「507」に改める。

第8項の表西浦賀1号栈橋の項の次に次のように加える。

西浦賀2号栈橋	西浦賀4丁目地先	13	2	2.5
---------	----------	----	---	-----

第9項の表浦賀3号浮栈橋の項の次に次のように加える。

久里浜1号浮栈橋	久里浜8丁目地先	20	3	2.5
久里浜2号浮栈橋	久里浜8丁目地先	20	3	2.5
久里浜3号浮栈橋	久里浜8丁目地先	20	3	2.5
久里浜4号浮栈橋	久里浜8丁目地先	20	3	2.5

第10項の表深浦係船突堤の項中「深浦係船突堤」を「浦郷物揚場」に、「81」を「41(取付8)」に改める。

第13項の表浦郷荷さばき地の項中「1,903」を「1,010」に改める。

公 告

横須賀市公告第59号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
第5期接種者
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。)
- 2 実施場所
全国の風しん第5期定期接種受託医療機関
- 3 実施期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 接種不適当者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第60号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。
(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 接種不適当者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
3,000円(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている方は無料)

横須賀市公告第61号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の種類及び対象者
(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風
ア 第1期初回接種者
生後3月から生後90月に至るまでの間にある方
イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
ウ 第2期接種者(ジフテリア及び破傷風に限る。)
11歳以上13歳未満の方
(2) 麻しん及び風しん
ア 第1期接種者
生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
イ 第2期接種者
平成26年4月2日から平成27年4月1日までの出生者
(3) 日本脳炎
ア 第1期初回接種者
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後12月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
ウ 第2期接種者
9歳以上13歳未満の方
エ 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方
- (4) 結核

- 1歳に至るまでの間にある方
- (5) Hib感染症
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (6) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (7) ヒトパピローマウイルス感染症
平成16年4月2日から平成21年4月1日までに出生した女子
- (8) 水痘
生後12月から生後36月に至るまでの間にある方
- (9) B型肝炎
1歳に至るまでの間にある方
- 2 実施場所
 - (1) 結核の予防接種
健康福祉センター、衣笠行政センター又は浦賀行政センターのうち、市長が指定する施設及び当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
 - (2) 前号以外の予防接種
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 接種不適当者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している方
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
 - (4) 妊娠していることが明らかな方
 - (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
原則として無料とする。

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第2号

事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

列記事項第1項中第1号から第4号までを削り、同項第5号中「政策推進部情報政策課」を「経営企画部情報システム課」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第6号を第2号とし、第7号から第11号までを4号ずつ繰り上げ、同項第12号中「財政部財産管理課」を「財務部財産管理課」に改め、同号を同項第8号とし、同項第13号を同項第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (10) 各部が横須賀市危機管理指針に基づき、担当する事項の計画マニュアルを策定する場合は、市民部危機管理課と協議すること。
- (11) 各部において横須賀市危機管理指針に基づき水防訓練その他の危機事案対処のための訓練を実施する場合は、市民部危機管理課と協議すること。
- (12) 各部において担当する事項に関する防災協定等の締結を行う場合は、市民部危機管理課と協議すること。

列記事項第1項第14号中「民生委員・児童委員」を「民生委員児童委員」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

列記事項第2項第2号中「政策推進部政策推進課」を「経営企画部企画調整課」に、「調整する事務」を「必要な調整事務」に改め、同項第3号中「政策推進部情報政策課」を「経営企画

部情報システム課」に、「情報化の計画、調整及び推進」を「情報システムの計画及び調整」に改め、同項第5号中「手続き」を「手続」に改め、同項第6号中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同項第7号列記以外の部分中「財政部財産管理課」を「財務部財産管理課」に改め、同号イ中「事務手続き」を「事務手続」に改め、同項第8号中「財政部FM推進課」を「財務部FM推進課」に改め、同項第15号中「教育委員会」を「関係部」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第3号

庁議規程（平成6年横須賀市訓令甲第6号）は、廃止する。
令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市訓令甲第4号

ICT活用本部設置規程（平成29年横須賀市訓令甲第2号）は、廃止する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市訓令甲第5号

国勢調査実施本部設置規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

国勢調査実施本部設置規程

（設置）

第1条 令和2年国勢調査（以下「国勢調査」という。）における調査協力の確保及び実施体制の整備を図り、国勢調査を円滑かつ効率的に遂行するため、国勢調査実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、別表に掲げる職員を本部員として組織する。
（本部長）

第3条 本部に本部長を置き、経営企画部長をもって充てる。
2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 本部の会議は、本部長が招集する。

（支部）

第5条 本部における国勢調査の事務の一部を処理するため、次の各号に掲げる区域ごとに支部を置く。

(1) 横須賀市役所行政センター設置条例（昭和23年横須賀市条例第46号）第1条第2項に規定する所管区域

(2) 市の区域のうち前号に掲げる地区に該当しない区域

2 支部に支部長及び支部員を置く。

3 支部長は、第1項第1号に掲げる区域にあっては、各行政センターの館長をもって充て、同項第2号に掲げる区域にあっては、市民部地域コミュニティ支援課の課長をもって充てる。

4 支部員は、第1項第1号に掲げる区域にあっては、各行政センターの職員のうちそれぞれ各支部長が指名する者をもって充て、同項第2号に掲げる区域にあっては、市民部地域コミュニティ支援課の職員のうち支部長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、経営企画部都市戦略課において行う。
（その他の事項）

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）第1条各号に掲げる部の部長及び担当部長 上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号）第2条各号に掲げる部の部長 消防局長 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）第2条各号に掲げる部の部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 市議会事務局長

横須賀市訓令甲第6号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程等の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

（公共施設マネジメント戦略会議設置規程の一部改正）

第1条 公共施設マネジメント戦略会議設置規程（平成29年横須賀市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「財政部長」を「財務部長」に改める。

第9条中「財政部FM推進課」を「財務部FM推進課」に改める。

別表中「政策推進部長」を「経営企画部長 まちづくり政策担当部長」に、「財政部長」を「財務部長」に、「渉外部長 税務部長」を「税務部長」に、「こども育成部長」を「こども育成部長 こども家庭支援センター長」に、「港湾部長」を「みなと振興部長」に改める。

（実行委員会の設置及び運営に関する規程の一部改正）

第2条 実行委員会の設置及び運営に関する規程（平成26年横須賀市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「財政部長」を「財務部長」に改める。

（横須賀市公金管理方針決定会議設置規程の一部改正）

第3条 横須賀市公金管理方針決定会議設置規程（平成21年横須賀市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「財政部長」を「財務部長」に改める。

（危機事案対策本部等設置規程の一部改正）

第4条 危機事案対策本部等設置規程（平成17年横須賀市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条第2項中「市長室長」を「市民部長」に改める。

第8条中「市長室危機管理課」を「市民部危機管理課」に改める。

（公文書管理規程の一部改正）

第5条 公文書管理規程（平成21年横須賀市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中ウを削り、エをウとする。

第13条第2号ウ中「部長」の次に「又は担当部長」を加え、同条第4号ただし書中「部長」の次に「、担当部長」を加える。

第21条中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改める。

（中学校完全給食推進本部設置規程の一部改正）

第6条 中学校完全給食推進本部設置規程（平成28年横須賀市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「政策推進部長」を「経営企画部長 まちづくり政策担当部長」に、「財政部長」を「財務部長」に、「渉外部長 税務部長」を「税務部長」に、「こども育成部長」を「こども育成部長 こども家庭支援センター長」に、「港湾部長」を「みなと振興部長」に改める。

別表第2中「市長室危機管理課長 財政部財政課長 同行財政改革担当課長」を「市長室基地対策課長 経営企画都市戦略課長 財務部財務課長」に、「渉外部基地対策課長」を「市民部危機管理課長」に、「同農業水産課長」を「同農業振興課長」に、「土木部交通計画課長」を「土木部土木計画課長 みなと振興部水産振興課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第7号

専決規程（平成8年横須賀市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1条中「消防局長」を「担当部長、消防局長」に改める。

第6条第6項中「及び児童相談所副所長」を削る。

別表第1中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第12項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2法規（総務部総務課に限る。）（注5参照）の項及び要綱の改正（注6参照）の項中「財政課長」を「財務課長」に改め、同表注に関する部分第7項中「財政部長及び財政部財政課長」を「財務部長及び財務部財務課長」に改める。

別表第3第1項の表以外の部分中「南処理工場」を「広域処理センター」に改め、「及び児童相談所」を削り、同表市内出張命令の項及び市外出張命令の項中「¹ 所属職員 ² 非常勤嘱託員」を

「所属職員」に改め、同表任免の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第2項の表市内出張命令の項及び市外出張命令の項中「¹ 所属職員 ² 非常勤嘱託員」を

「所属職員」に改め、同表任免の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第3項の表市内出張命令の項及び市外出張命令の項中「¹ 所属職員 ² 非常勤嘱託員」を

「所属職員」に改め、同表任免の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第5項の表以外の部分中「、消費生活センター」を削り、「南処理工場」を「広域処理センター」に改め、同表市内出張命令の項中「¹ 課長、所属職員 ² 非常勤嘱託員」を

「課長、所属職員」に改め、同表市内出張命令の項中「² 所属職員 ³ 非常勤嘱託員」を「² 所属職員」に改め、同表市外出張命令の項中「² 所属職員 ³ 非常勤嘱託員」を「² 所属職員」に改め、同表任免の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第6項の表市内出張命令の項中「¹ 出先機関の長等、所属職員 ² 非常勤嘱託員」を

「出先機関の長等、所属職員」に改め、同表市外出張命令の項中「² 所属職員 ³ 非常勤嘱託員」を「² 所属職員」に改め、同表任用の項中「¹ 任用」を「¹ 任免」に、「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第1項第3号を削り、同項第4号中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「市長又は」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同部分第2項中「おいて」の次に「、担当部長は部長として」を加える。

別表第4第1項の表収入の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同表調達の項中

「任用」を「任免」に、「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第1項第3号を削り、同項第4号中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「市長又は」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同部分第2項中「おいて」の次に「、担当部長は部長として」を加える。

別表第4第1項の表収入の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同表調達の項中

「任用」を「任免」に、「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第1項第3号を削り、同項第4号中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「市長又は」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同部分第2項中「おいて」の次に「、担当部長は部長として」を加える。

別表第4第1項の表収入の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同表調達の項中

「任用」を「任免」に、「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第1項第3号を削り、同項第4号中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「市長又は」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同部分第2項中「おいて」の次に「、担当部長は部長として」を加える。

別表第4第1項の表収入の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同表調達の項中

需用費 （食糧費、修繕料及び賄材料費を除く。） 役務費 （保険料を除く。） 使用料及び賃借料 （土地及び建物を除く。） 扶助費及び報償費	50万円を超えるもの	50万円	を
--	------------	------	---

(物件を購入する場合に限る。)			
-----------------	--	--	--

需 用 費 (食糧費、印刷製本費、修繕料及び賄材料費を除く。)		80万円を超えるもの	80万円
役 務 費 (保険料を除く。) 使用料及び賃借料 (土地及び建物を除く。) 扶助費及び報償費 (物件を購入する場合に限る。)		50万円を超えるもの	50万円

工 事 請 負 費 (工事委託に係る委託料を含む。)	1億円	5,000万円	300万円
修 繕 料 原 材 料 費	2,000万円	1,000万円	100万円
公有財産購入費 (船舶等に限る。) 備品購入費	2,000万円	1,000万円 (図書館の図書購入費については、200万円以下は中央図書館長)	50万円

工 事 請 負 費 (工事委託に係る委託料を含む。)	1億円	5,000万円	500万円
印 刷 製 本 費 原 材 料 費	2,000万円	1,000万円	130万円
修 繕 料	2,000万円	1,000万円	500万円
公有財産購入費 (船舶等に限る。) 備品購入費	2,000万円	1,000万円 (図書館の図書購入費については、200万円以下は中央図書館長)	80万円

め、同表支出決定の項中

㊦ 報 酬		全般	
-------	--	----	--

報 酬			全般
-----	--	--	----

め、同表物品の項中「地域医療推進課」を「市立病院課」に、「土木総務課」を「土木計画課」に改め、同表第3項の表流用等の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に、「財政課」を「財務課」に改め、同表市債（財政部財政課に限る。）の項及び一時借入金借入施行（財政部財政課に限る。）の項中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改め、同表注に関する部分第1項本文中「財政部契約課」を「財務部契約課」に、「財政部財政課長」を「財務部財務課長」に改め、同部分第3項本文中「財政部財政課長」を「財務部財務課長」に、「財政部財産管理課長」を「財務部財産管理課長」に改め、同部分第4項本文中「財政部長」を「財務部長」に改め、同部分第11項中「財政部財産管理課長」を「財務部財産管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第8号

福祉事務所専決規程（平成17年横須賀市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第4号中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1号及び第2号中「変更」を「開始及び変更」に改め、同条中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (16) 生活保護法第77条第1項の規定による扶養義務者からの費用徴収に関すること。
- (17) 生活保護法第77条の2の規定による徴収金の徴収に関すること。

第3条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「調査の囑託及び報告の請求」を「必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。

第3条に次の1号を加える。

- (20) 生活保護法第81条の規定による後見人選任の請求に関すること。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(健康長寿課長専決事項)

第4条 健康長寿課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号の規定による認定並びに所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号の規定による認定に関すること。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第9号

電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

電子署名取扱規程

(趣旨)

第1条 電子署名の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 署名符号 電子署名を行うために用いる符号をいう。
- (3) 署名検証符号 署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。
- (4) 電子証明書 署名検証符号が横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）第2条第2号ア及びイに掲げる職員に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（同条第5号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 署名符号等記録媒体 署名符号、署名検証符号及び電子証明書（以下「署名符号等」という。）を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、地方公共団体組織認証基盤により作成された署名符号を用いて行うものとする。この場合において、当該電子署名を行う電磁的記録の名義にかかわらず、電子署

名は、電子証明書で証明される署名検証符号に対応する署名符号を用いて行うものとする。

(電子署名の職名等)

第4条 電子署名の職名及び署名符号等記録媒体の管理者(以下「管理者」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(管理者等)

第5条 管理者は、当該署名符号等記録媒体を嚴重に管理し、署名符号の危たい化(盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。)を防止する措置を講じなければならない。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ当該管理者が指定した職員がその職務を代理する。

(管理者の確認)

第6条 電子署名を行おうとする者は、電子署名の措置が行われる情報について管理者の確認を受けなければならない。

(署名符号等記録媒体の交付)

第7条 課長等は、署名符号等記録媒体の交付を受けようとするときは、当該交付を総務部総務課長に依頼するものとし、総務部総務課長は、当該署名符号等の発行に係る手続を行うものとする。

(署名符号等記録媒体の保管)

第8条 署名符号等記録媒体は、使用する時以外の時は、施錠のできる金庫等に入れて、施錠して保管しなければならない。

(署名符号等の失効等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく総務部総務課長に署名符号等の失効を依頼するものとする。

- (1) 署名符号が危たい化し、若しくは危たい化したおそれがある場合
- (2) 電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合(当該電子証明書の更新を行う場合を除く。)
- (3) 電子証明書の利用を中止する場合

2 総務部総務課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに当該署名符号等の失効に係る手続を行うものとする。

3 管理者は、署名符号等が失効した場合は、当該署名符号等記録媒体について署名符号等に係る記録の消去等必要な措置を講じなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表(第4条関係)

電子署名の職名	署名符号等記録媒体の管理者
市長	総務部総務課長
市長(人事課)	総務部人事課長
市長(市民税課)	税務部市民税課長
市長(公園建設課)	環境政策部公園建設課長

横須賀市訓令甲第10号

横須賀市職員人事評価規程(平成18年横須賀市訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づく人事評価の公平性及び適正性の確保のため、人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 人事評価 評価者(人事評価を行う職員をいう。以下同じ。)が職員を仕事の結果(結果に至る職務遂行の状況

含む。)により評価すること及び職員の能力開発の状況等を別に定める方法により確認することをいう。

第2条第2号中「別表第1」を「附則第37項の表、別表第1」に改め、同条第6号及び第7号中「職員給与条例」の次に「附則第37項の表及び」を加え、同条第8号中「別表第1」を「附則第37項の表、別表第1」に改める。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 被評価者の職務遂行状況を観察し、評価に資する行動事実を記録するとともに、意欲及び能力を向上させるよう指導及び育成を行うこと。

(2) 被評価者の申告及び前号の規定による記録に基づき客観的で公正な評価を行い、人事評価の結果に応じ、被評価者に適正な指導を行うこと。

第4条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

(評価対象期間)

第5条 人事評価の評価対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(担当業務の設定)

第6条 被評価者は、年度当初に担当する業務に関する役割、進行管理、目指す水準等(以下「担当業務」という。)を設定し、評価者との面談等によって、当該担当業務を評価者と確認する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(評価の調整)

第10条 総務を所掌する部長は、前条の規定による評価のうち、係長級職員及び担当者級職員のものを確認し、必要と認めるときは、これらの評価について調整を行うことができる。

第9条を削る。

第8条第1項を次のように改める。

被評価者は、当該人事評価に係る評価期間における主な担当業務の結果に関する自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、1次評価者に申告するものとする。

第8条第2項本文中「2次評価者」を「これらの評価の結果について2次評価を行う者(以下「2次評価者」という。)」に改め、同条第3項ただし書中「とし、再任用職員の行動評価にあっては、2次評価者が個別評価及び全体評価を行うもの」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

4 部長級職員は、担当者級職員についての評価結果を確認し、必要と認めるときは、当該評価について調整を行うことができる。

第7条第1項を次のように改める。

人事評価に当たっては、第6条の規定により設定した担当業務ごとに、評価の結果に応じた記号(以下「個別評価」という。)を付すほか、人事評価の結果を総合的に表示する記号(以下「全体評価」という。)を付すものとする。

第7条第3項を次のように改める。

3 個別評価及び全体評価を付す場合において、担当業務の達成に向けた職務遂行の結果(結果に至る職務遂行の状況を含む。以下「担当業務の結果」という。)の程度が通常のものとして認めるときは、標準の段階を付すものとする。

第7条第4項中「行動評価及び目標管理」を「人事評価」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(面談の実施)

第7条 1次評価を行う者(以下「1次評価者」という。)は、担当業務の達成に向けた職務の進捗状況等の確認並びに被評価者に対する指導及び助言を行うため、定期に被評価者と面談を実施するものとする。

別表中「所属する部等の部長等」を

「所属する部等の部長等又は当該部長等が指名する担当部長」に、「所属する

部等の部長等。ただし」を「所属する部等の部長等又は当該部長等が指名する担当部長。ただし」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第11号

職員の苦情等の処理に関する委員会設置規程（平成18年横須賀市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

題名を次のように改める。

人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程

第1条中「苦情等を」を「人事評価制度を適切に運用し、苦情等を」に、「職員の苦情等の処理に関する委員会」を「人事評価制度の運用等に関する委員会」に改める。

第3条第2号中「上下水道局技術部長」を「上下水道局経営部長」に改め、同条第4号中「教育委員会事務局学校教育部長」を「教育委員会事務局教育総務部長」に改める。

第5条の見出しを「（会議）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会の会議は、委員長が招集する。

第6条各号列記以外の部分中「委員会の」次に「職員の苦情等に関する事務に係る」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会の人事評価制度の適切な運用に関する事務に係る事務局は、総務部人事課に置く。

第8条の見出しを「（苦情等に係る会議の開催）」に改める。

第14条中「職員の苦情等の処理」を「人事評価制度の運用等」に改める。

第2号様式中「苦情処理委員会」を「人事評価制度の運用等に関する委員会」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令達の日から施行する。
- 2 人事評価検証委員会設置規程（平成18年横須賀市訓令第15号）は、廃止する。

横須賀市訓令第12号

職員出勤簿管理規程（平成25年横須賀市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第4条第2項中「別表第3第28号から第30号」を「別表第3第31号から第33号」に改め、同条第3項中「第27号」を「第30号」に、「同表第28号から第30号」を「同表第31号から第33号」に改める。

別表第3中第31号を第33号とし、第30号を第32号とし、第29号を第31号とし、同表第28号中「第9条第1項第19号」を「第9条第1項第21号」に改め、同号を同表第30号とし、同表第27号中「第9条第1項第18号」を「第9条第1項第20号」に改め、同号を同表第29号とし、同表第26号中「第9条第1項第17号」を「第9条第1項第19号」に改め、同号を同表第28号とし、同表第25号中「第9条第1項第16号」を「第9条第1項第18号」に改め、同号を同表第27号とし、同表第24号中「第9条第1項第15号」を「第9条第1項第17号」に改め、同号を同表第26号とし、同表第23号中「第9条第1項第14号」を「第9条第1項第16号」に改め、同号を同表第25号とし、同表第22号中「第9条第1項第13号」を「第9条第1項第15号」に改め、同号を同表第24号とし、同表第21号中「第9条第1項第12号」を「第9条第1項第14号」に改め、同号を同表第23号とし、同表第20号中「第9条第1項第11号」を「第9条第1項第13号」に改め、同号を同表第22号とし、同表第19号の次に次の2号を加える。

- ㊦ 規則第9条第1項第11号に掲げる特別休暇を受けた場合の表示 子育て
- ㊧ 規則第9条第1項第12号に掲げる特別休暇を受けた場合の表示 出生

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第13号

職員研修規程（平成21年横須賀市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第3条の見出しを「（研修の受講）」に改め、同条第1項中「、総務部長が定める規律に従い」を削り、同条第2項中「に規定する規律」を「の規定」に改め、同条第3項中「あり、又は所属長による欠席願が出された」を「ある受講者又は所属長から欠席の申出があった」に改める。

第4条中「出来る」を「できる」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第14号

契約事務取扱規程（平成19年横須賀市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第2号中ウ及びエを削り、オをウとし、カからコまでをエからクまでとする。

第3条第1号中「財政部契約課長」を「財務部契約課長」に、「財政部工事検査課長」を「財務部技術管理課長」に、「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同条第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 事前に契約課長が契約内容を審査し、これを承認した契約事務で、かつ、主たる契約内容に変更（軽微な変更を除く。）のないもの

第4条第1項中「財政部契約課」を「財務部契約課」に改める。

第7条中「第28条第3項ただし書き」を「第28条第3項ただし書」に、「第3条第2号」を「第3条第2号の規定」に改め、「執行金額10万円以下の」を削り、同条第1号中「委託料に係るものを除く」を「予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）第21条第1項ただし書の規定により支出負担行為兼支出命令書をもって支出することができるものに係る」に改め、同条第2号中「交際費、食糧費」を「報償費に係る契約（物件を購入する場合に係る契約に限る。）並びに交際費及び食糧費」に改め、「購入契約」の次に「のうち、執行金額10万円以下のもの」を加える。

第8条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「締結するもの」の次に「（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に該当する契約（2以上の者から見積書を徴して締結する契約を除く。））」を加える。

第9条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第10条第1項中「同規則」を削り、「により」を「の規定により」に改め、同条第2項中「第3項」を「第3項の規定」に改める。

第11条中「財政部工事検査課」を「財務部技術管理課」に、「工事検査課」を「技術管理課」に改め、同条第3号中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第12条ただし書中「工事検査課が」を「技術管理課が」に、「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第13条第1号中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第14条第1項及び第3項中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同条第4項本文中「同規則」を削り、「工事検査課長」を「技術管理課長」に改め、同項ただし書中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第16条中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第21条本文中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

別表1の項中「印刷製本費」の次に「、修繕料」を加え、「30万円」を「80万円」に改め、同表2の項中「需用費（印刷製本役務費（保険料を

費に限る。)を「役務費(保険料を除く。)」に、
を「印刷製本費(印刷製本費を除く。)」に、

「物件供給
業務委託
印刷製
本費」

給契約を「業務委託契約」に改め、同表4の項中「地方
本請負契約」を「物件供給契約」に改め、

自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)
を「令」に、「第4号」を「第5号」に、「は300万円」を
「にあっては、500万円」に、「50万円」を「130万円」に改

め、同表5の項中「修繕料」を「印刷製本費」に、
「物件供給
修繕料」を「物件供給
工事請負

契約(原材料の購入に限る。)を「業務委託契約
印刷製本請負契約」に改め、
請負契約を「物件修繕請負契約」に改め、
契約(小破修繕工事に限る。)を「工事請負契約(小破修繕
物件供給契約(原材料の

に改め、「130万円(令第167条の2第1項第
工事に限る。)
購入に限る。)」

2号から第5号までの規定に該当する契約(以下「特命随意契
約」という。)及び小破修繕工事に係る契約に限る。)を削
り、「50万円(特命随意契約及び小破修繕工事に係る契約は
100万円)」を「130万円(修繕料のうち令第167条の2第1
項第2号から第5号までの規定に該当する契約にあっては、
500万円)」に改め、同表6の項中「30万円」を「80万円」に
改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第15号

高齢者虐待防止センター設置規程(平成19年横須賀市訓令甲
第12号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1条中「第11条高齢福祉課の部第6号」を「第13条地域福
祉課の部第7号」に、「横須賀市役所2階に福祉部高齢福祉課
事務室」を「福祉部地域福祉課事務室」に改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第16号

よこすか成年後見センター設置規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

よこすか成年後見センター設置規程

(目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法
律第29号)の規定に基づく成年後見制度の利用の促進を図
るため、福祉部地域福祉課事務室としてよこすか成年後見セ
ンター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見制度の利用の相談及び支援並びに成年後見制度
の周知及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進のための関係機関等との連絡
調整及び地域連携ネットワークの整備に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(その他の事項)

第3条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

訓 令 乙

横須賀市訓令乙第1号

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)の一部改正及
び事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部改正に
伴い、次の表の左欄に掲げる部課等に勤務する職員は、別に
人事異動通知書を発せられないときは、令和2年4月1日付で、
それぞれ右欄に掲げる部課等に勤務を命ぜられたものとする。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

渉外部	国際交流課	市長室	国際交流課
	基地対策課		基地対策課
財政部	財政課	財務部	財務課
	財産管理課		財産管理課
	F M推進課		F M推進課
	契約課		契約課
	工事検査課		技術管理課
市長室	危機管理課	市民部	危機管理課
	地域安全課		地域安全課
こども育 成部	こども青少年支援 課	こども家 庭支援セ ンター	こども家庭支援課
	児童相談所		児童相談課
経済部	農業水産課	経済部	農業振興課
土木部	土木総務課	土木部	土木計画課

横須賀市訓令乙第2号

昭和48年横須賀市訓令乙第5号(政策推進部情報政策課及び
行政センターに勤務を命ぜられた職員の選挙管理委員会の出向
について)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「政策推進部情報政策課」を「経営企画部情報システ
ム課」に改める。

横須賀市訓令乙第3号

平成23年横須賀市訓令乙第2号(福祉部福祉総務課ほか7課
に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について)の一部を
次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「福祉部福祉総務課」の次に「地域福祉課」を加え、
「高齢福祉課並びにこども育成部こども青少年支援課、こども
青少年給付課」を「健康長寿課、こども育成部こども青少年給
付課」に改め、「幼児児童施設課」の次に「並びにこども家庭
支援センターこども家庭支援課」を加える。